

青森県報

第三千六百五十九号

平成二十五年
二月二十七日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称及び事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定…………… (同) …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の住所変更の届出…………… (同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一般相談支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 四
- 家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 四
- 保安林の指定予定…………… (林政課) …… 五
- 公共測量の終了…………… (監理課) …… 五
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定…………… (道路課) …… 五
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定…………… (建築住宅課) …… 五

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 六
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (商工政策課) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 七
- 右 同…………… (同) …… 七

出先機関

- 土地改良事業の工事の完了…………… (西北地域局) …… 八
- 収用委員会…………… (監理課) …… 八
- 公示による通知…………… (監理課) …… 八

告 示

青森県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
調剤薬局ツルハド ラッグ平内店	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四	平成二四・二三

青森県告示第百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
あかね歯科クリニック	弘前市大字城西四丁目七の八	平成二〇・七一
弘前歯科中央クリニック	弘前市大字城東三丁目六の一	二〇・七一
Dental Salon ス	八戸市石堂一丁目二七の一五	二〇・八一
いちい薬局五所川原敷島町店	五所川原市字敷島町五八の一	二〇・九一
ふじた歯科	弘前市大字大町一丁目三の二〇	二〇・八三
伴内科・心臓血管クリニック	八戸市売市二丁目一の七	二〇・八一
つがる西北五広域連合鶴田診療所	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	二〇・一〇・一
麻美レディースクリニック	八戸市根城五丁目一の二	"
金子薬局	三戸郡五戸町字新町一七	二〇・八七
いちい薬局八戸市赤前店	八戸市大字田面木字堤下一二の三	二〇・二一
たっこ調剤薬局	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下夕九二の八	"
植田町薬局	弘前市大字植田町一五の二	二〇・三一
医療法人フルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九	"
なかよし調剤薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	二五・一・一
つがる西北五広域連合鶴田診療所	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	"
山崎眼科	八戸市日計一丁目二の四四	"

青森県告示第百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社居宅支援ハウス	黒石市大字松原七八の一三	ハート訪問看護ステーション	黒石市大字松原七八の一三	平成二〇・九三
社会福祉法人同仁会	三沢市大字三沢字淋代平一六の三〇九七	やすらぎ訪問看護ステーション	三沢市大字三沢字淋代平一六の三〇九七	二〇・三・三
株式会社ゴールド	弘前市大字取上三丁目九の二四	訪問看護ステーション	弘前市大字取上三丁目九の二四	二〇・四・一
合資会社もつたいない商事	南津軽郡田舎館村大字畑中野一三八	早稲田ケアサポート	弘前市大字早稲田四丁目七の九	二〇・二・一
社会福祉法人鶴田町協賛会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	二〇・九・六
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川字中桜川一八の一〇	訪問看護ステーション	弘前市大字大川字中桜川一四	二〇・三・二四

青森県告示第百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	医療法人芳仲会坂本耳鼻咽喉科内科医院	弘前市大字南瓦ヶ町二の六	平成 二四・三・一
変更後	医療法人芳仲会坂本耳鼻咽喉科医院	弘前市大字南瓦ヶ町二の六	平成 二四・三・一
変更前	古町医院	八戸市吹上二丁目一四の二八	二四・三・七
変更後	医療法人瑞穂会みずほクリニツク	八戸市吹上二丁目一四の二八	二四・三・七
変更前	ハッピー・ドラッグ田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三二の二	二四・五・二四
変更後	ハッピー調剤薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三二の二	二四・五・二四
変更前	有限会社はら調剤薬局	五所川原市字布屋町九の六	二四・七・一
変更後	つがる調剤薬局	五所川原市字布屋町九の六	二四・七・一

青森県告示第百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	事業名称	所在地	変更年月日
変更前	倫有 限会社明	八戸市西白山の二二	訪問看護ステーション結	八戸市小中野三丁目二五の七	平成 二三・九・一
変更後	倫有 限会社明	八戸市西白山の二二	訪問看護ステーション結	八戸市小中野三丁目二五の七	平成 二三・九・一
変更前	倫株 式会社明	八戸市西白山の二二	訪問看護ステーション結	八戸市大字大久保字行人塚七の一	二四・一〇・一
変更後	倫株 式会社明	八戸市西白山の二二	訪問看護ステーション結	八戸市大字大久保字行人塚七の一	二四・一〇・一

青森県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
成田 篤史	五所川原市磯松赤川三の六一	平成二四・八・一
山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	二四・一〇・一五

青森県告示第百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	畑山 恵	八戸市大字尻内町字八百刈一三〇の一エケセルシテイ一〇三	ふれあい心のサーブिस八戸	八戸市根城五丁目一三の一五市川店舗一号	平成二四・二七
変更後		八戸市大字妙字西平八の二五〇			

青森県告示第百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	廃止年月日
藤田 伸吾 楠美 拓也 山邊 克彦	五所川原市大字広田字榊森六の二 北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字沼田九〇の一 三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	平成三・九・二〇 三三・一・〇〇 二四・二・六

青森県告示第百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う所	指定年月日
名称 知会 医療法人仙 知会	主たる事務所の所在地	名称 知会 医療法人仙 知会 知会相談支 援事業所	所在地
弘前市大字高屋四本宮四八の四	弘前市大字高屋四本宮四八の四	弘前市大字高杉五反田一七三の七	平成二五・四・一
弘前市大字高屋四本宮四八の四	弘前市大字高杉五反田一七三の七	弘前市大字高杉五反田一七三の七	"

青森県告示第百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日

ヨネ病
牛
患畜
一
十和田市
平成 二五・三三

青森県告示第百四十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字前田字前田山一・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

三 測量の期間

平成二十四年八月一日から平成二十五年一月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市大字河原木、八戸市大字櫛引

青森県告示第百四十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	町居平賀停車場線	平川市柏木町藤山三〇の一四から 平川市柏木町藤山三〇の二八まで

青森県告示第百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	構造計算適合性の開始の日
一般財団法人ベタグリピン	東京都千代田区富士見二丁目七の二	東京都千代田区富士見二丁目七の二	平成二十五年二月十八日	平成二十五年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八幡の邑
- 三 代表者の氏名
山口 俊吾
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字豊原二丁目六の二一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、心身障害者や家族、住民に対して保健福祉に関する事業を行い、健全な保健福祉の社会環境を整備する生活支援を実施し、高齢者、心身障害者の自立と地域との共生を目指すことにより、保健福祉の向上を目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
野辺地ショッピングセンター
上北郡野辺地町字二本木二三外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 宮下直行
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五
代表取締役 宮地邦明
 - 三 意見の概要
県の意見なし
 - 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場
2 期間
平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンワード

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 大門淳

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡一九三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一

代表取締役 石黒靖規

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

2 期間

平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

出先機関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十七日

西北地域県民局長 石岡博文

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
小田川第3	基幹水利施設補修事業	平成二四・三・三
二ノ沢	ため池等整備事業	二三・六・三〇
吹原小堤	ため池等整備事業	二四・三・二〇

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十五年二月二十七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 通知すべき書類の名称

審理の開催について（通知）

二 通知を受けるべき者

氏名 石田嘉四

住所 住所不明 ただし、土地登記簿表題部に記載の住所

青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元八八番地二

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一 の書類は、平成二十五年三月十九日を経過した時をもって通知があつたものとみなされます。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭